

平成13年社会生活基本調査の概要

1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間等における主な活動（インターネットの利用、学習・研究、スポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動、旅行・行楽）について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、昭和51年の第1回調査以来5年ごとに実施され、平成13年の調査は6回目に当たる。

平成13年の調査は従前の調査票と同形式の調査票である調査票A（プリコード方式）に加え、生活時間の配分の詳細な結果を得るために、新たに調査票B（アフターコード方式）を導入した。

2 調査の法的根拠

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第114号）で、社会生活基本調査規則（昭和56年総理府令第38号）に基づいて実施した。

3 調査の期日

調査は、平成13年10月20日現在で行った。

ただし、「1日の生活時間」については、10月13日から10月21日までの9日間のうち、調査区ごとに指定した連続する2日間について調査した。

4 調査の対象

(1) 調査の地域

平成7年国勢調査調査区から選定した6,440調査区において調査を行った。そのうち、調査票Aによるものは6,104調査区、調査票Bによるものは336調査区となっている。

(2) 調査の対象

指定調査区の中から選定した約7万7千世帯に居住する10歳以上の世帯員約20万人を対象とした。そのうち、調査票Aによるものは約7万3千世帯、調査票Bによるものは約4千世帯となっている。

ただし、次の者は調査の対象から除いた。

ア 外国の外交団、領事団及び軍隊の構成員（家族、随員及び随員の家族を含む。）

イ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

ウ 刑務所・拘置所に収容されている者のうち刑の確定している者及び少年院・婦人補導院の在院者

エ 社会福祉施設の入所者

オ 病院、療養所等の入院患者

カ 水上に住居を有する者

5 調査事項

- (1) 10歳以上の世帯員に関する事項
- ア 氏名及び男女の別
 - イ 世帯主との続き柄
 - ウ 出生の年月
 - エ 配偶の関係
 - オ 教育
 - カ ふだんの介護の状況
 - キ 携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況

以下(ク～ス)は、調査票Aのみ

- ク インターネットの利用の状況
- ケ 学習・研究活動の状況
- コ スポーツ活動の状況
- サ 趣味・娯楽活動の状況
- シ ボランティア活動の状況
- ス 旅行・行楽の状況
- セ 1日の生活時間の配分状況及び天候

- (2) 15歳以上の世帯員に関する事項

- ア ふだんの就業状態
- イ 従業上の地位及び雇用形態
- ウ 仕事の種類
- エ ふだんの1週間の就業時間

以下(オ～キ)は、調査票Aのみ

- オ 勤め先・業主などの企業全体の従業者数
- カ ふだんの片道の通勤時間
- キ 週休制度

- (3) 60歳以上の世帯員に関する事項（調査票Aのみ）

子の住んでいる場所

- (4) 世帯に関する事項

- ア 住居の種類
- イ 居室数
- ウ 自家用車の有無
- エ 年間収入
- オ 介護支援の利用の状況
- カ 不在者の有無
- キ 10歳未満の世帯員の世帯主との続き柄、年齢、在学・在園及び保育の状況
- ク 単身赴任等の別（一人の世帯のみ）

6 調査の方法

- (1) 調査の流れ

この調査は、次の流れにより実施した。

総務大臣（統計局長）－ 都道府県知事 －
統計調査員 － 統計調査員 － 調査世帯
（指導員） （調査員）

(2) 調査の実施

調査は、次の手順により実施した。

ア 世帯名簿の作成

調査員が、調査に先立ち、担当調査区内の全世帯の世帯名簿を作成した。

イ 調査世帯の選定

都道府県が、世帯名簿から一定の方法に従って調査世帯を選定した。

ウ 調査票の配布及び収集

調査員が調査日前に調査対象世帯に調査票を配布の上、記入を依頼し、調査日以後、記入された調査票を収集した。

7 集計及び結果の公表

集計は、総務省統計センターで行った。

集計結果は、総務省統計局が取りまとめ、調査票Aに係る結果として、生活行動に関する結果を平成14年7月、生活時間に関する結果を平成14年9月に公表した。また、調査票Bに係る結果として、詳細行動分類による生活時間に関する結果を平成15年3月に公表する。

刊行する報告書は、次のとおりである。

<調査票Aに係るもの>

第1巻 全国 生活時間編

(その1) - 男女, 年齢, 就業状態別にみた1日の生活時間 -

(その2) - 世帯の家族類型別にみた1日の生活時間 -

第2巻 全国 生活行動編

第3巻 地域 生活時間編

第4巻 地域 生活行動編

(その1) - インターネットの利用, 学習・研究 -

(その2) - スポーツ, 趣味・娯楽 -

(その3) - ボランティア活動, 旅行・行楽 -

第5巻 全国・地域 時間帯別行動者率

- 時間帯別にみた1日の生活時間 -

第6巻 国民の生活時間・生活行動 (解説編)

<調査票Bに係るもの>

第7巻 詳細行動分類による生活時間編

なお、集計した結果には、報告書に掲載されていないものもあり、これらの統計表については総務省(統計図書館)で電磁的記録媒体により閲覧に供している。

<内容に関する問い合わせ先>

総務省統計局統計調査部労働力人口統計室研究分析係
(直通) 03-5273-1163

詳細は、統計局 HP (<http://www.stat.go.jp/>)

平成13年社会生活基本調査のページでもご覧になれます。